平成２６年（フ）第３３０号
北海道上川郡鷹栖町８線10号４番地、住民票上の住所北海道札幌市東区北19条東21丁目４番27号　カリス102
破産者　昔農　悌二
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８５号
盛岡市みたけ４丁目14番35号　コーポみたけ７号、開始決定時の住所盛岡市桜台２丁目21番１号
破産者　佐々木繁美
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第５４号
宮城県刈田郡蔵王町大字小村崎字宮前314番地
破産者　清野　甲喜
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第５２号
福島県二本松市松岡159番地１、従前の住所福島市御山字検田65番地の４
破産者　伊藤登喜雄
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第３３４号
神奈川県座間市立野台３丁目22番22号
破産者　西村　　高
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４９号
石川県かほく市宇野気チ122番地　フィア・クレー102号、従前の住所石川県かほく市指江ソ42番地15
破産者　津幡志栄美
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３７２号
静岡県磐田市竜洋中島722―25、住民票上の住所静岡県浜松市浜北区中条1043番地の２
破産者　松下　　厚
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４０４号
静岡県浜松市中区和合町1251番地の３、前住所静岡県島田市元島田9499番地の17
破産者　寺尾　昌子
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第８６３号
京都市伏見区醍醐上ノ山町18番地54、開始決定時の住所京都府宇治市平尾台３丁目８番地の７
破産者　山川　洋司
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３０４号
奈良県大和郡山市高田口町48番地
破産者　玉川　雅之
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２１９号
和歌山市栄谷398番地の12
破産者　新谷　安孝
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６５号
香川県丸亀市郡家町3622番地２
破産者　勝宮　　基
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第６１４号
熊本県八代市田中町1102番地１　Ｅ、開始決定時の住所熊本県八代市古閑中町1375番地３
破産者　小島　政広
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８０号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町17番19号　**鶴**窪アパート201号
破産者　平山　琢磨
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可決定

平成２７年（フ）第１９８号
千葉県市原市君塚４丁目16番地９　ドリームシティ102
破産者　髙森　夏美
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２０４号
千葉市若葉区高品町581番地３、申立時の住所千葉市若葉区加曽利町1559番地12
破産者　青山マリテスこと　ＡＯＹＡＭＡ　ＭＡＲＩＴＥＳ　ＭＡＲＥＳ
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係